# ウェル介護福祉士実務者研修(通信課程)学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者(以下、当社という。)が実施する。

ウェルコンサル株式会社

奈良県奈良市三条大路五丁目2番61号

(目的)

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて介護福祉士として必要な知識及び技能を 修得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを 目的とする。

#### (実施課程及び形式)

- 第2条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下、研修という。)を実施する。 介護福祉士実務者研修
- 2 研修は通信形式を主体とし、一部面接授業を含むものとする。
- 3 受講期間は原則として開講日から修了日までを6ヶ月間とする。
- 但し、下記のア〜オのいずれかの資格を取得しているものについては、1ヵ月以上とする。
- ア 訪問介護員養成研修(1~3級)
- イ 介護職員初任者研修
- ウ 介護職員基礎研修
- 工 喀痰吸引等研修
- オ その他上記に掲げる課程に準ずる課程
- 4 その他準ずる課程について

3才の準ずる課程は、認知症介護実践者研修及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)」(平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号)及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)」(平成 23 年 10 月 28 日 23 文科高第 721 号社援発 1028 第 2 号)に基づく他研修等の修了認定の対象となるものとして届け出られた地域の団体等で実施されている研修をいうものであること。

# (研修事業の名称)

第3条 研修事業の名称は次のとおりとする。

ウェル介護福祉士実務者研修科

#### (研修会場)

第4条 講義及び演習会場は、次のとおりとする。

本部(通信授業・添削を行う) 奈良県大和郡山市外川町23-1 介護事業本部

奈良教室 奈良県大和郡山市外川町 76-1 フレンド郡山介護研修センター

大阪教室 大阪府大阪市西区境川1丁目1-15 ウェル大阪研修センター

#### (休業日)

- 第5条 休業日は次のとおりとする。ただし、施設長が必要と認める場合には、休業日を変更することがある。
  - (1) 年末年始 12月29日~1月3日
  - (2) 夏期休業 8月13日~8月15日
  - (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

# (受講対象者)

- 第7条 受講の対象は下記の条件を満たす者とする。
  - (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者。
  - (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。
  - (3) 大阪府、奈良県、京都府在住で面接授業に通学可能な者
  - (4) 高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者。

# (入学時期)

第8条 入学の時期は各学級の開講日から1か月以内とする。

開講日及び修業時期については以下の通りである。

	開校日	修業期	間		定員
< 1 1月期生>	11月1日	11月1日~	4月30日	(12月31日)	20名
<2月期生>	2月1日	2月1日~	7月31日	(3月31日)	20名
<4月期生>	4月1日	4月1日~	9月30日	(5月31日)	15名
<6月期生>	6月1日	6月1日~1	1月30日	(7月31日)	20名
<8月期生>	8月1日	8月1日~	1月31日	(9月30日)	15名
< 1 0 月期生>	10月1日	10月1日~	3月31日	(11月30日)	20名
( )は、	有資格者とす	トる。			

#### (定員)

第9条 受講定員は奈良教室20名、大阪教室15名の6学級110名とする。

# (受講料)

第 10 条 受講料は次のとおりとする。テキスト代を含む。

受講予定者の有する資格	受講料 (税込)
介護職員基礎研修	32,000 円
介護職員初任者研修	89,000 円
訪問介護員1級課程	69,000 円
訪問介護員2級課程	89,000 円
訪問介護員3級課程	125,000 円
無資格	125,000 円

2 使用する教材は、介護福祉士養成 実務者研修テキスト【第1巻~9巻】(一般財団法人 長寿社会開発センター) とし、

テキスト代は以下のとおりとする。

巻	科目	価格 (税込)
第1巻	人間の尊厳と自立/社会の理解 I ・Ⅱ	1,944 円
第2巻	介護の基本Ⅰ・Ⅱ	1,944 円
第3巻	コミュニケーション技術	1,944 円
第4巻	生活支援技術 I • Ⅱ	1,944 円
第5巻	介護過程Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	1,944 円
第6巻	発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ/認知症の理解Ⅰ・Ⅱ	1,944 円
第7巻	障がいの理解Ⅰ・Ⅱ	1,944 円
第8巻	こころとからだのしくみ <b>I</b> ・ <b>I</b> I	1,944 円
第9巻	医療的ケア	2,160 円

テキストは受講者が直接購入してもよいが、最新版を必要とする。

### (受講申込手続き)

- 第11条 受講申込の手続きは次のとおりとする。
  - (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。
  - (2) 書類選考により受講予定者を決定後、受講定通知にて本人に通知する。
  - (3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
  - (4) 当社は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

#### (受講申込締切)

第 12 条 申込締切日は開講日の2週間前とする。ただし、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当社の判断により申込を受付けることができることとする。

#### (受講の決定)

第 13 条 受講予定者が受講定通知を受け取った後、受講料の納入または分割納入の確認をもって受講 の決定とする。

#### (受講の手続き)

- 第 14 条 受講料は受講定通知が届いてから原則 10 日以内に納入しなければならない。10 日以内に納入が確認できない場合は、当社は受講辞退として取り扱うことができる。
- 2 分割納入を希望する受講予定者は、あらかじめその旨を当社に申し出た上で行うことができる。分割回数は4回分割のみとし、納入期日と金額は当社の指定に従うこととする。また、『受講料納入に関する確認書』を1部作成し、初回納入日までに受講生は記入、押印する。原本は当社が保管し、受講生には控えとしてコピーをお渡しする。
- 3 事前の連絡なく受講生が納入を期日までに実行しない場合、当社は受講を取り消すことができる。

納入期日	全額一括	分割1回目	分割2回目	分割3回目	分割4回目
保有資格		当社指定日	開講日より	開講日より	開講日より
			2ヶ月以内	4か月以内	6ヵ月以内

無資格者	125,000	35,000	30,000	30,000	30,000
訪問介護員3級	125,000	35,000	30,000	30,000	30,000
訪問介護員2級	89,000	29,000	20,000	20,000	20,000
介護職員初任者研修	89,000	29,000	20,000	20,000	20,000

#### (受講料の返還)

第 15 条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は当社規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。 辞退を申し出た日 返還額 受講申込締切日まで 受講料の全額 受講申込締切日翌日~開講2日前まで 受講料の半額 開講前日以降 なし

辞退を申し出た日	返還額	
受講申込締切日まで	受講料の全額	
受講申込締切日翌日~開講2日前まで	受講料の半額	
開講前日以降	なし	

## (受講生の本人確認)

- 第 16 条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。
  - (1) 受講申込書に身分証書の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の顔写真を貼付する。
  - (2) 受講生はスクーリング初日に公的な身分証書(運転免許証等)を持参し、事務職員が確認をする。
  - (3) 通学日毎に、受講生は出席簿に押印する。

# (研修カリキュラム)

- 第 17 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別紙のとおりとする。
- 2 科目の免除は別紙の科目免除一覧表のとおりとする。

#### (教職員組織)

- 第 18 条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。
  - (1) 施設長 1 名
  - (2) 専任教員 1 名
  - (3)講師(介護過程Ⅲ) 若干名
  - (4) 講師(医療的ケア) 若干名
  - (5) 講師(課題添削) 若干名
  - (6)事務職員 若干名

## (通信学習の実施方法)

- 第 19 条 通信学習の実施方法は下記のとおりとする。
  - (1) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当社の定める期日までに各科目毎にレポート (e ラーニングまたは紙面による)を提出する。

(2) 評価方法

各レポート評価は 60 点以上を合格とする。60 点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。

(3) 個別学習への対応

個別学習の際の質問に関しては、別紙の質問用紙にて受付し、担当講師が 回答する。

#### (面接授業の実施方法)

- 第20条 面接授業は次の方法で実施する。
  - (1) 面接授業は指定された日に当社研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。
  - (2) 面接授業に出席するためには、当社の定める期日までに通信学習を終了していることを 条件とする。
  - (3) 面接授業を安全に行うにあたり、妊娠中の者、感染症に感染している者、又はその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。
    - 2 評価方法は、面接授業の全日程に出席した者に対し、指導教員・事務職員の報告に基づき、その成績を評価する。

## (在籍期限)

第21条 在籍期限は2年を超えることはできない。

### (休学及び復学)

- 第 22 条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学 届に その他事由を明らかにする書類(診断書等)を添えて、施設長の承認を受けなければならない。
- 2 休学の期間は最長 1 年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。
- 3 第1項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消 されたことを施設長が確認した時に復学することができる。

#### (賞罰)

第23条 受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

#### (懲戒処分)

- 第 24 条 次の事由に該当する場合は退学とすることができる。
  - (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載及び受講誓約書の内容に違反した者
  - (2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者
  - (3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にもかかわらず これに従わない者。
  - (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。
  - (5) 在籍期限を超過した者
  - (6) その他当講座の受講生として著しく不適切な言動が認められる者

2 前項の事由によって、施設長が退学処分を決定したものは、その定に従うものとする。なお、 受講 料の未納金は退学の日までに全額を納入しなければならない。

#### (欠席者の取り扱い)

- 第25条 遅刻・早退に関しては理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。
- 2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、次回 以降の 講座にて該当科目の補講を受けることができる。ただし、第 22 条に定める在籍期限を超過 しないこ ととする。当社はあらかじめ補講候補日程を文書にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講 しなければならない。

#### (補講について)

第 26 条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、次期コースにて補講(振替 受講) を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。

## (修了認定方法)

第 27 条 研修修了の認定方法については次のとおりとする。 指定されたカリキュラムを全て履修し、 受講料等未納がない者に対し、科目ごとに①事前通信学習、②演習中レポート及び実技の習得状況・ 理解、③受講態度を総合的に評価し、判断する。

評価基準はA:85 点以上、 $B:70\sim84$  点、 $C:60\sim69$  点、D:59 点未満の4段階で評価し、C以上の評価の受講者が修了者として認められる。

各科目の出席時間数が定められる3分の2の時間数に満たない場合、該当科目の履修修了の認定をしないこととする。

#### (修了証書等の交付)

第 28 条 修了を認定された者(第 25 条による)は、当社において修了証書を交付する。

#### (修了証書の再交付)

第 29 条 修了証書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができ る。ただし再交付手数料として 1,000 円を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当社に来社するものとする。

#### (個人情報の保護)

- 第30条 当社が知り得た受講予定者および受講生に係る個人情報は当社の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。
  - 2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

#### (その他研修に係る留意事項)

第 31 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の 中止 又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならない

よう最善の措置を講じることとする。

# (施行細則)

第32条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

# (附則)

第33条 この学則は、平成28年11月1日より施行する。

(別表) 他研修等の修了認定に基づく履修免除

↑ □	時間数	介護職員初	訪問介護員研修			介護職員	その他全
科目		任者研修	1 級	2級	3級	基礎研修	国研修
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅰ	5	免除	免除	免除	免除	免除	
社会の理解Ⅱ	3 0		免除			免除	
介護の基本Ⅰ	1 0	免除	免除	免除		免除	
介護の基本Ⅱ	2 0		免除	免除		免除	
コミュニケーション技術	2 0		免除			免除	
生活支援技術 I	2 0	免除	免除	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	3 0	免除	免除	免除		免除	
介護過程 I	2 0	免除	免除	免除		免除	
介護過程Ⅱ	2 5		免除			免除	
発達と老化の理解 I	1 0		免除			免除	
発達と老化の理解Ⅱ	2 0		免除			免除	
認知症の理解 I	1 0	免除	免除			免除	認知症実
認知症の理解Ⅱ	2 0		免除			免除	践者研修
障害の理解Ⅰ	1 0	免除	免除			免除	
障害の理解Ⅱ	2 0		免除			免除	
こころとからだのしくみI	2 0	免除	免除	免除		免除	
こころとからだのしくみⅡ	6 0		免除			免除	
医療的ケア 喀痰吸引及び経管栄養演習	5 0 必要回数						喀痰吸引 等研修
介護過程Ⅲ	4 5					免除	14 191 152
合 計	4 5 0	3 2 0	9 5	3 2 0	4 2 0	5 0	